

英国のミュージアムにおける寄附金獲得戦略(2)

瀧端 真理子*

要旨

本資料は英国のアシュモレアン博物館、ナショナル・ギャラリー、ダリッチ・ピクチャー・ギャラリーの公式ウェブサイトに掲載されている寄附募集方法を2022年3月に網羅的に調査し、分類したものである。最初に、調査対象3館の運営母体の法的位置付けを概観し、次に3館の寄附募集方法を11種類に分類した。Membershipないしフレンズは、米国型の階層構造でなく、入館可能な人数によって会費が異なるだけで特典に差はないが、その上位に様々な特典が会費に応じて付加されていくパトロンないしサークルが位置付けられていること、アシュモレアン博物館とナショナル・ギャラリーでは国際的な支援組織が構築されていること、ダリッチ・ピクチャー・ギャラリーでは遺贈に対する取り組みと企業提携が充実していることが特徴である。各館の成立と発展がコレクションの寄贈に負うところが多いことが、現在の活発かつ多様な寄附金獲得戦略に大きな影響を与えていると考えられる。

キーワード

博物館 美術館 ギャラリー 寄附 ミュージアム 英国 チャリティ

はじめに

本資料は、2022年3月現在、英国のアシュモレアン博物館(Ashmolean Museum)、ナショナル・ギャラリー(National Gallery)、ダリッチ・ピクチャー・ギャラリー(Dulwich Picture Gallery)の寄附募集方法を調査し、一覧表にまとめたものである。2018～2020年にかけて調査した「アメリカ合衆国のミュージアムにおける寄附金獲得戦略」¹及び、2021年に調査した「英国のミュージアムにおける寄附金獲得戦略(1)」²との比較対象として実施したもので、英国のミュージアムがどのような方法で寄附を調達しているかを調べ、寄附調達の背景を解明し、国際比較を行うための基礎資料として位置付けられるものである。

今回、調査対象とした館は、英国の公共ミュージアムの形成を寄附の観点から検討する手がかりとなるよう、成立年代の古い3館を選んだ。

アシュモレアン博物館はトラデスキャント父子のコレクションをアシュモールが入手し、母校オックスフォード大学に寄贈したことにより1683年に創設され、英国初の公共博物館(Britain's first public museum)と自認している³。アシュモレアン博物館は創設当初から、公衆に完全に開かれ、運営資金(人件費を含む)は全て入館料から賄われた⁴。アシュモレアン博物館には前史があり、1908年にアシュモレアン博物館にそのコレクションが統合されたボドリアン美術館は、1620年頃にボドリアン図書館内に開設され、英国初の公共博物館・美術館(public museum and picture gallery)と自認している。一方、トラデスキャント父子は、南ロンドンの自邸にその幅広い収集から「トラデスキャントの方舟(Tradescants' Ark)」として知られた庭園と博物館を1634年から一般公開していた⁵。

ナショナル・ギャラリーは画商ウィリアム・ブキャナンが収集した絵画を富豪ジョン・ジュリアス・アンガースタインが購入、アンガースタインの死後、1824年に下院が、コレクションの一部である38点の絵画群の購入、

* 追手門学院大学心理学部

提示 (presentation)、展示のために 57,000 ポンドを支払うことに同意したことにより設立された。同時期に風景画家でコレクターのジョージ・ボーモント卿が、展示と保存に適した場所が提供されることを条件に自身の絵画コレクションを国に寄贈することを約束した。同年にアンガースタイン・ハウスの賃貸借期間を国が購入、改装後、英国初の国立美術館ナショナル・ギャラリーとして開幕した。1838 年にはトラファルガー・スクエアに新ナショナル・ギャラリーを無料公開した⁶。

ダリッチ・ピクチャー・ギャラリーは、1811年にフランス・ブルジョワ卿が「一般の人々の視察のために」オールドマスターのコレクションを遺贈したことに始まり、世界初の専用の公共美術館 (the world's first purpose-built public art gallery) と自認している⁷。

I. 運営母体の法的位置付け

1. アシュモレアン博物館

アシュモレアン博物館はオックスフォード大学の美術・考古学博物館で、オックスフォード大学の4つの博物館 (科学史博物館、オックスフォード大学自然史博物館、ピット・リバーズ博物館と並ぶ) の一つである。この4つの博物館は、ボドリアン図書館、植物園、ハーコート樹木園とともに、大学の GLAM (庭園、図書館、博物館) グループの一部を構成している⁸。オックスフォード大学は、コモン・ローに基づいて設立された民法上の法人 (civil corporation) で、1571年の「オックスフォード、ケンブリッジ両大学設置法」 (the Act for Incorporation of Both Universities) により、The Chancellor Masters and Scholars of the University of Oxford の名称で正式に設立された。オックスフォード大学は、2011年チャリティ法 (the Charities Act 2011) に基づく登録除外チャリティ (exempt charity) で、別表3の「教育機関」の中に掲載されている⁹。アシュモレアン博物館はオックスフォード大学の一部門として、1993年チャリティ法 (the Charities Act 1993) に基づく登録除外チャリティとしての完全な地位を有しているため、チャリティ登録番号はない¹⁰。

アシュモレアン博物館への全ての寄附は、オックスフォード大学開発信託基金 (the University of Oxford Development Trust Fund (OUDT)) により処理され、支援したい分野に最も近い目的を持つ特定の OUDT 基金に保

管され、当該基金の目的に従って利用される。OUDT は大学によって管理され、大学に関連する特別な目的のために設立されたため、登録除外チャリティとしての完全な地位を有しており、チャリティ登録番号はない¹¹。

2. ナショナル・ギャラリー

ナショナル・ギャラリーは、デジタル・文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) をスポンサーとする非省庁公共団体 (Non-Departmental Public Body) であり、2011年チャリティ法別表3の中の「ミュージアム、ギャラリー等」で登録除外チャリティとして列挙されている¹²。

ナショナル・ギャラリー信託 (National Gallery Trust) は、イングランドとウェールズで登録されたチャリティ (登録番号 299509) で、教育の向上とナショナル・ギャラリーの慈善事業を目的としており、館に助成金をもたらすことで目的を達成する¹³。ナショナル・ギャラリーに遺産を残す場合には、この信託に寄附することで相続税が免除される¹⁴。

3. ダリッチ・ピクチャー・ギャラリー

ダリッチ・ピクチャー・ギャラリーは政府からの定期的な資金援助を受けておらず、2016年に有限責任保証会社 (company limited by guarantee) として法人化 (会社登録番号 10445344) し、2017年にイングランドとウェールズでチャリティとして登録された (登録番号 1171287)。これは 1994年に設立された法人格のないチャリティ Dulwich Picture Gallery Trust (登録番号 1040942) から 2017年4月1日に引き継がれたものである。2020年12月の Friends of Dulwich Picture Gallery (登録番号 803727) の年次総会では、フレンズとダリッチ・ピクチャー・ギャラリーとの合併が決定された。また、子会社として Dulwich Picture Gallery Enterprises Ltd. (DPGE、会社登録番号 03173890) がある。DPGE はダリッチ・ピクチャー・ギャラリーが株式資本の 100%を保有する有限責任株式会社 (company limited by shares) で、ショップの運営、ギャラリースペースの商業的なレンタル、カフェのケータリングの委託契約取り扱ひも担当している¹⁵。

II. 寄附金募集方法

1. 大規模開発計画に対する寄附

今回調べた3館では、大規模開発計画に対する寄附募集は見当たらなかった。

2. 一般的な寄附（コロナウイルス感染症による困難な時期への対応）

アシュモレアン博物館のサイトには、資金募集（Ashmolean Appeal Fund）のページがあり、1回の寄附（Single Donation）と連続寄附（Recurring Donation）のいずれかを選択できるようになっている。ギフト・エイドについては、「ギフト・エイドはチャリティ団体に、寄附金に対する税金を還付することを認める政府の制度で、ギフト・エイドを利用すると、寄附金£1につき25pが歳入税官庁（HMRC）からチャリティ団体に追加で支払われる。例えば、£10の寄附は、ギフト・エイドによって自動的に£12.50となる」と説明されている。前述の通り、アシュモレアン博物館への寄附は、オックスフォード大学開発信託基金（OUDT）が扱う。英国の納税者は、寄附者の納税額に対するOUDTからの還付申請を許可することが可能だが、寄附者の納税額及び資本利得税がギフト・エイドによる請求額を下回る場合、寄附者の責任で差額を支払う義務が生じる点に同意が必要である¹⁶。

ナショナル・ギャラリーのサイトには、「今日、寄附を」という項目があり、1回の寄附と連続寄附の選択になっている。寄附を集める目的として、「COVID-19パンデミックは、文化セクターに甚大な経済的影響を及ぼしている。国民の家庭に国家の美術館を届け続けるために、今日の寄附で我々を支援してほしい」と述べている¹⁷。

ダリッチ・ピクチャー・ギャラリーのサイトにも、「今、寄附を」の呼びかけがあり、寄附を集める目的として、「当館は、政府からの定期的な資金援助を受けていない登録チャリティで、個人、信託、財団、企業などからの惜しみない寄附に頼っている。寄附は、画期的な展覧会の開催、歴史的な絵画や美しい敷地の手入れ、学習・健康・福祉プロジェクトや刺激的な公開プログラムを通じて、あらゆる世代の人々と協働するための資金になる。ここはあなたのギャラリーで、その未来を守ってくださることに感謝する」と述べている¹⁸。

3. メンバーシップ／フレンズ

アシュモレアン博物館とナショナル・ギャラリーはMembership制度を採用しており、利用可能人数に応じた複数のタイプがあり、特典は館ごとに会員種別にかかわらず同じ内容となっている。ダリッチ・ピクチャー・ギャラリーはフレンズを名称として用いている。アシュモレアン博物館とナショナル・ギャラリーでは、銀行口座振替の場合、料金が安く設定されている。ダリッチ・ピクチャー・ギャラリーでは、銀行口座振替の場合、2ヶ月分の会員権が無料で追加される。Membershipまたはフレンズの種類と会費は以下の通り。

アシュモレアン博物館：個人会員£45、共有会員（住所を共にする大人2人の記名）£65、個人とゲスト£70、共有会員とゲスト£115（いずれも口座振替の場合）。なお、英国の納税者である寄附者の同意があれば、館はHMRCから£1につき25pの還付を得ることができるが、会員権（Membership）のゲスト部分（ゲスト1人につき£25）については、ギフト・エイドを請求できない。生涯会員として個人£700、共有£1,000もある。ギフト用のMembershipもあり、個人ギフト会員£48、共有ギフト会員£68、個人とギフト用ゲスト会員£74、共有会員とギフト用ゲスト会員£121、ギフト用個人生涯会員£700、ギフト用共有生涯会員£1,000（いずれもクレジットカードの場合）。この場合も、会員権のゲスト部分（ゲスト1人につき£25）については、ギフト・エイドを請求できない¹⁹。

ナショナル・ギャラリー：個人会員£60、共有会員£86、個人会員とゲスト£99、共有会員とゲスト2名£138（いずれも口座振替の場合）²⁰。

ダリッチ・ピクチャー・ギャラリー：個人会員£43、フレンド・プラス（1人と家族1人）£61、フレンズ・エクストラ（住所を共にする2人と家族2人）£86、いずれもギフトにも使える²¹。

なお、ダリッチ・ピクチャー・ギャラリーのフレンズには、フレンズ諮問委員会（Friends Advisory Panel）が設置されている。これは前述の通り、フレンズがダリッチ・ピクチャー・ギャラリーと合併した際に、従来のフレンズ委員会に代わって設置された新しいグループで、議論と討論の場を提供し、その主な責務は、館に対して批判

的な友人であること、新しいアイデアを出すこと、擁護すること、の3つとされている。特に擁護に関しては、館の注目度を上げ、資金調達キャンペーンを支援し、増幅させる大使かつ擁護者となることとされている²²。

4. パトロン（ドナーサークル等）

アシュモレアン博物館にはパトロンがあり、年会費£2,000でエリアス・アシュモール・グループの会員になることができる。パトロンには、ガラ・ディナーや毎年春のヨーロッパ旅行、個人コレクションへの特別訪問等の特典が付く。エリアス・アシュモール信託（The Elias Ashmole Trust）は助成金の提供により館を支援することを目的とするチャリティ（登録番号1083867）であり、公益会社（Charitable company）の形態をとっている²³。

ナショナル・ギャラリーのパトロンには、ジョージ・ボーモント・グループ（The George Beaumont Group）、ジョージ・ボーモント・サークル（The George Beaumont Circle）、若い大使（Young Ambassadors）の3種類がある。ジョージ・ボーモント・グループは、1994年に創設された美術愛好家の熱心なグループで、後援費によって館を支援し、年間の行事プログラムを通じて、館や世界有数のキュレーターや保存修復家との密接な関係を楽しむことを目的とし、年会費£3,600（付加価値税込み特典£700、推奨寄附額£2,900）である。

ジョージ・ボーモント・サークルは、2015年に創設されたパトロンの最上位段階で、年会費£10,000（付加価値税込み特典£900、推奨寄附額£9,100）である。ジョージ・ボーモント・グループの年間行事に参加できるほか、プライベートコレクション訪問、2回の海外研修旅行（有料）、ジョージ・ボーモント・サークルの年次晩餐会、ヨーロッパの都市での宿泊やプライベート鑑賞への招待等の特典がある。若い大使は、20～45歳を対象とする若いパトロン向けプログラムで、美術に情熱を持ち、館を支援し、館のコレクションや専門家に身近に接することを望む、多様な若い専門職のためにデザインされている。年会費は£1,200（または月£100、付加価値税込み特典£360、推奨寄附額£840）で、寄附なしで特典を購入することも可能である。申込書には、ギフト・エイド宣言欄がある²⁴。

また、ナショナル・ギャラリーには、寛大なサーク

ル（Giving Circles）として、後援者サークル（Benefactors' Circle）と館長サークル（Director's Circle）があり、これらサークルに参加することで、館とより密接な関係を築きながら、慈善活動を行うことができるとされている²⁵。

ダリッチ・ピクチャー・ギャラリーのパトロンは、デセンファン・サークル（Desenfans Circle）に位置付けられ、会費額に応じてブロンズ、シルバー、ゴールドの3段階に分けられている。会費は、ブロンズ£1,250（特典部分£490、推奨寄附額£760）、シルバー£5,000（特典部分£780、推奨寄附額£4,220）、ゴールド£10,000（特典部分£780、推奨寄附額£9,220）である。寄附はギフト・エイドの規定が適用される推奨寄附金部分になる。特典パッケージは最低限必要な特典分の支払いで別途購入することも可能で、また、希望の金額での寄附も可能とされている。フレンズ特典にプラスする形で、ブロンズでは年次役員会ディナーへの招待等、シルバーではディレクターまたはキュレーターの同行で英国及びヨーロッパの優れた文化機関の活動を見学（別途費用は必要）、ゴールドでは自身が選んだ学校団体のための、館教育部門が提供する教育ワークショップの実施や、館内で120人までの夕食会を開催できるプライベート行事の優先予約等の特典が用意されている²⁶。

5. 遺言による贈与

アシュモレアン博物館では、遺産（legacies）の区分のもとに以下の4タイプの方法が列記されている²⁷。

- ①金銭的な遺産（A pecuniary legacy）：贈与する金額を指定できる。
- ②特定の遺産（A specific legacy）：不動産、美術品、株式など、特定の資産を残すことができ、館のコレクションに相応しい資料、作品かを喜んでアドバイスする。
- ③残余の遺贈（A residuary legacy）：他の遺産や経費が支払われた後に、遺産の全部または一部を贈与する。
- ④復帰型遺産（A reversionary legacy）：アシュモレアンに資産を残しながら、指定した人物にその生涯にわたって利益を与えることができる。

「特定の遺産」では、遺族や遺言執行者が遺言で残された美術品の売却を希望する場合、政府のAcceptance in Lieu

(AIL) スキームを利用できる可能性がある。AIL は、相続税等払うべき税金がある人が、重要な文化、科学、歴史的な品物やアーカイブを国に譲渡することで税金の支払いを可能にするもので、この制度で引き取られた資料は、所管大臣によって公立の博物館、公文書館、図書館に割り当てられ、誰でも利用できるようになる。提供は特定の機関への割り当てを条件とすることができ、その申し出が受け入れられ、大臣が割り当てに同意した場合、対象物はその機関に移管される²⁸。

創設年にちなんだ 1683 Society は遺言書の中で館への贈与を残した、または遺産を残すことに関心のある人を認識し、感謝するための会である。館長、キュレーター、その他の館スタッフとともに、館のあらゆる宝物とともに楽しむ年次の諸イベントに招待される。

また、アシュモolean博物館はオックスフォード大学の一部門であり、1993年チャリティ法によって登録除外チャリティの地位を有しているため、館への寄附は相続税が免除され、その他の税制上の優遇措置が受けられる可能性があり、贈与の意図を明確にするための遺言書の推奨例文も掲載されている²⁹。

ナショナル・ギャラリーでは、「遺産を残す (Leave a legacy)」の区分のもとに、以下の5通りの方法が列記されている³⁰。

(1) 遺言による寄附 (A gift in your will)

- ① 残余の遺贈 (A residual bequest) : 支払い、税金、その他の遺贈を全て行った後の、遺産の残り (またはある割合) を贈与するもの。この選択では友人や家族を優先的にケアし、かつ、意味のある寄附を行うことが可能。
- ② 金銭的な遺贈 (Pecuniary bequest) : あなたが決めた固定額の金額の遺贈。
- ③ 特定の遺贈 (A specific bequest) : 不動産や株式等、特定の個人的所有物の遺贈。

(2) 思い出に残る寄附 (Donate in memory) : 友人、親戚、同僚を偲ぶ寄附。

(3) 絵画の遺贈 (Leaving a painting) : 13世紀後半から20世紀初頭までの西欧の伝統的な絵画が対象。AILの紹介、およびAIL制度で取得した作品の例示がある。

遺言でナショナル・ギャラリー信託に贈り物を残す、あるいは既存の遺言を修正し館のための寄附を追加する

には、遺言補足書 (Codicil) に記入する必要があるため、信託はチャリティの地位を有しているため、相続税が免除される。さらに、2012年4月6日より政府が導入した税制により、遺産の10%以上をチャリティに残す場合、残りの遺産に対する相続税が40%から36%に軽減される可能性に触れ、税制が複雑なため、事務弁護士 (solicitor) または tax advisor に相談する必要があると記載している。

遺産誓約者 (legacy pledgers) への感謝は、年次報告書と、オンライン上及び館内の15室と17室の間に展示しているメモリアル・ブックに掲載される。また、特別な希望を話し合うために、または館とより関わるために連絡を取ることを推奨している。年間を通して館と関わり、毎年開催のレガシーイベントに招待できるよう、遺言を残したことを連絡してほしい (我々のコミュニティの一員となってほしい) とも書かれている³¹。

ダリッチ・ピクチャー・ギャラリーでは、「遺産を残す (Leave a legacy)」の区分のもとに以下の3タイプの方法が列記されている³²。

- ① 金銭の (Pecuniary) : 固定の金額の寄附で、これらの贈与はあなたの財産から最初に行われ、その価値を守るためにインデックス連動 (be indexed to) も可能。愛する人のための記念の贈り物も可能。
- ② 残余の (Residuary) : あなたの財産の残余を分け合う。これらの贈与は、費用が差し引かれ、金銭的な贈与が行われた後の、残りの遺産から行われる。
- ③ 特定の (Specific) : 美術作品等、特定の品目の贈与。これらの贈与は、売却するために残すこともできるし、あなたの指示に従って保存することもできる。館にこの種の贈り物を含める場合は、展示または保存が可能なことを確認するために、最初に相談が必要。

詳細を記したデジタルパンフレット (遺産パートナーの Bennet Welch による) へのリンクがあり、遺言書が法的拘束力を持ち、意思が反映されていることを確認するために、弁護士への相談を強く勧めている。遺言書の作成は高価なものでなく、簡単なものだが、あなたの将来の希望を確実に叶える唯一の方法だとしている。また、既存の遺言書に追加したい場合は、遺言書と一緒に保管するための遺言補足書を書くことができる。

このパンフレットには、毎年10月に開催される無料

遺言月間も紹介されている。これは、イングランド、スコットランド、ウェールズの特定の場所に、著名なチャリティを集め、参加する事務弁護士を利用して、簡単な遺言を無料で書いてもらったり、更新したりする機会を55歳以上の一般市民に提供するものである。

また、次のような寄附者の言葉を掲載している、「母が80歳でダリッチに引っ越したとき、美術館は母の第二の家となり、母は私たち二人を1811クラブの創設メンバーにしてくれました－私はこの贈り物をとても大切に思っています。私はこれからもずっと美術館を楽しみたいと思っていますが、母と同じように、将来の世代もこの素晴らしい館を自分の家にできるように、私の遺言で贈り物を残しました」。

遺贈を集めるために、ダリッチ・ピクチャー・ギャラリーは、「世界初の専用の (purpose-built) 公共美術館であり、国の重要な建造物であるにもかかわらず、私たちは政府の中核的な資金援助を受けていない。年間収入のうちチケット販売収入はわずか24%で、開館を維持するためには、年間約200万ポンドを集めなければならない。我々は館を、できるだけ多くの人々が我々の創造的なプログラムを通じて、アートの中に自分自身を見出すことができる、歓迎され活気ある拠点として、さらに200年間守りたいと考えている。そのために、創設者のビジョンを共有し、国の最も特別な遺産の一つの、一部となることを望む協力者が必要だ」と記している³³。

6. 思い出に残る寄附

ナショナル・ギャラリーでは、前節で触れたように、「遺産を残す」の中に「思い出に残る寄附」が含まれ、7歳で亡くなった息子を偲んで寄附をした夫妻の事例が写真入りで紹介されている。そして、あらゆる世代、あらゆる職業の人を対象とする我々の教育プログラムへの支援によって、将来世代がコレクションにアクセスすることを確かにしたと謝辞を掲載している³⁴。

また、ダリッチ・ピクチャー・ギャラリーでも、「遺産を残す」の「金銭の」の中で、愛する人のための記念の贈り物も可能とされていることも、前節で述べた通りである。

7. 支援グループ

ダリッチ・ピクチャー・ギャラリーには、展覧会サークル (Exhibition Circle) があり、企画展プログラムに不可欠な資金を提供することを目的としている。サポーターズ・サークルは、館の革新的な展覧会を助け、世界的に有名なオールド・マスターのコレクションの管理を支援する熱心な芸術愛好家たちに捧げられる。このサークルのおかげで、館は、過去と現代の芸術の巨匠を引き合わせる、国内および国際的に意義のある活気ある展覧会プログラムを作り続けることができる。Modern British シリーズの展覧会のみを対象とした大規模な支援を行なうモダン・ブリティッシュ・サポーター・サークル (Modern British Supporters' Circle) や、その他のサポーターズ・サークルの詳細については、開発チームまで問い合わせることとされている。モダン・ブリティッシュ・サポーター・サークルの特典としては、展覧会プログラムとの密接な関係、館への時間外アクセス、限定イベントへの招待等が挙げられている³⁵。

8. 企業パートナーシップ／企業スポンサー

アシュモレアン博物館では、法人会員 (Corporate Membership) を募集しており、収益は全て博物館の維持費に投入される。企業側のメリットとして、以下の点が挙げられている。企業からの寄附はギフト・エイドの対象にはならないが、企業は寄附を経費として処理することができ、法人税を節約することができる。また、法人会員権は、世界的に有名で卓越した中心的な施設と法人ブランドを結びつける機会を提供するとともに、貴重な芸術と学習資源の保存への関わりを示すことができる。なお、法人会員のためのオーダーメイドの選択肢等を書いたデジタルパンフレットが用意されている³⁶。

ナショナル・ギャラリーでは、法人の支援 (Corporate Support) の方法として、以下の4種類を挙げている³⁷。

- ①協賛企業 (Corporate sponsorship) / 展覧会支援 (Exhibition sponsorship) : 展覧会支援は、世界で最も重要な芸術後援の一つで、展覧会の開催に伴い、スポンサーを特集した大規模なマーケティングと広報キャンペーンが、ロンドンおよびヨーロッパ全土で展開される。また、スポンサーは、館の比類なき展示室で、特別な顧客接待の機会も得ることができ、館はマーケティングとコミュニケーションの機

会が最大化されるようにスポンサーと緊密に連携している。館との連携は、スポンサーがマーケティング、PR、顧客サポート、CSRの目標を達成するために役立つ。館内には、エレガントなイベントスペースがあり、プライベートな朝食ツアーや内輪でのランチから、世界で最も象徴的な芸術作品に囲まれた豪華なディナーやドリンクレセプションまで、様々な用途に対応することができる。

②協賛企業 (Corporate sponsorship) /その他の企画の支援 (Supporting other projects) : マーケティングやブランディング、教育、研究の促進、デジタルイニシアティブの支援など、スポンサーの優先事項が何であれ、協力しビジネス目標に最も適した有意義なパートナーシップを構築する。

③法人会員 (Corporate Membership) : 会費は£20,000からとされており、法人会員には、展覧会の無料鑑賞、館主催のイベントへの招待、プライベートイベントでの利用など、様々な特典がある。

④会場レンタル (Venue hire) : 企画展の貸切鑑賞は、法人会員・協賛企業限定の特典とされており、朝食100名、レセプション100名、ディナー60名、会場使用料4時間まで£7,000 (+付加価値税) である。

ダリッチ・ピクチャー・ギャラリーは企業提携 (Corporate Partnerships) のメリットとして以下のような点を挙げている。独立系の機敏な美術館として、先駆的な展示、公開イベント、保存プロジェクト、キュレーターによる学術的研究、受賞歴のある学習・コミュニティプログラム等に、提携企業のブランドや企業価値を合わせる刺激的な機会を提供する。また、従業員のための特別な、館やキュレーターへのアクセス、ユニークなイベント、広告や宣伝を通じた機会など、特注の特典パッケージを提供する。具体的な提携例として、以下のような事例を挙げている。

- ・ペイントパートナーのMylands社と共同で、展示室の改装工事の一環として壁面用の特注色「Dulwich Red」を開発、館に変化をもたらすとともに、館のショップやオンラインでペイントを販売。
- ・地元の事務弁護士事務所のBennett Welchが正式な相続財産関係のパートナー。
- ・企業の社会的責任 : Allen and Overlyが学習パートナー

として、館の先駆的なプログラム「Together Through Art」を支援。

- ・デジタル・オーディオガイド・スポンサー : Bloombergの慈善活動が無料のブルームバーグ・コネクツ・モバイル・アプリを提供³⁸。

9. 国外の支援グループ

アシュモレアン博物館では、税制優遇のある寄附 (Tax-efficient giving) の項目の中に、国外の支援グループを多数挙げており、以下、列挙する³⁹。

①税制優遇のある寄附-ヨーロッパ (Tax-efficient giving-Europe) : ベルギー、ブルガリア、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、オランダ、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スイス、イギリスの在住者は、トランスナショナル・ギビング・ヨーロッパ (TGE) を通じて、最大限の寄附が可能。これは、ヨーロッパの財団のパートナーシップによって提供される共同寄附制度。参加国のいずれかに居住する寄附者 (法人・個人を問わず) が、他の参加国の非営利団体に資金援助を行うことができる。受益者は、居住国の税制上の優遇措置を直接受けることができる。

②オックスフォード大学スイス友の会 (The Swiss Friends of Oxford University) : スイス在住者は、オックスフォード大学スイス友の会 (SFOU) を通じて、税制優遇のある寄附が可能。スイスの法律に基づいて設立された協会 (Verein) であるSFOUは、ツーク州から非課税であることを認める税務裁定を取得している。

③オックスフォード大学ドイツ友の会 (The German Friends of Oxford University) : ドイツ在住者はオックスフォード大学ドイツ友の会を通じて、手数料なしで節税効果のある寄附が可能。オックスフォード大学ドイツ友の会は登録されたチャリティ (registered charity) で、ドイツの寄附者に寄附金受領証を発行する権限を持ち、寄附者のドイツ国内での課税所得から、慈善寄附額を相殺する権利を与える。遺産はドイツの相続税・贈与税の観点から、生前贈与と同様に扱われる。

④税制優遇のある寄附-米国 (Tax-efficient giving-US)

：米国在住者は、Americans for Oxford, Inc.を通じてオックスフォードとそのカレッジに寄附できる。この団体は、北米での本学の主要な慈善団体で、IRS（内国歳入庁）により501（c）（3）の免税公共慈善団体と認定されている。

- ⑤オックスフォード計画的遺贈 (Oxford Planned Giving)
：米国在住者が利用可能。計画的贈与は節税、収入増加、相続人へのより多くの相続に役立つ。
- ⑥税制優遇のある寄附－カナダ (Tax-efficient giving – Canada)：オックスフォード大学は、カナダ歳入庁 (Canadian Revenue Agency) により、カナダ所得税規則 (Canadian Income Tax Regulations) 第3503条に基づく機関として認められている。寄附金の受領後、カナダ税法上の領収書が送付される。
- ⑦税制優遇のある寄附－中国・香港 (Tax-efficient giving – China and Hong Kong)：オックスフォード大学中国事務所有限公司 (The University of Oxford China Office Limited) は、内国歳入庁条例第88条に基づく香港の登録チャリティ (registered charity) で、香港の納税者は事務所を通じて指定したカレッジまたは学部へ寄附でき、事務所は、香港税法上の贈与領収書を発行できる。

ナショナル・ギャラリーでは、国際的な寄附者 (International Donors) の項目内に次の2つが掲載されている⁴⁰。

- ①国際サークル (International Circle)：2017年に皇太子殿下の後援と館理事会の名誉議長であるハンナ・ロスチャイルドの下で設立され、熱心な篤志家たちによる年間2万5千米ドルの寄附をギャラリーの最も必要としている分野に向けたたり、保存、学習、展示、研究、額装など自分たちの関心のある分野を選んで資金を提供することができるようにした。寄附者のメリットは以下の通り。ロンドンの館と密接な関係を築きたい海外の支援者は、ロンドンを訪れるたびに、館のコレクション、展覧会、バックヤードの活動に合わせたアクセスを楽しめ、国際的な有力慈善家・コレクターのグループである国際サークルに参加できる。また、館長が主催する米国での年次イベントに招待されるほか、館訪問時には、キュレーターの案内による展覧会ツアーや、保存修復または科学スタジオのバックヤード見学等のコンシエ

ルジュ・サービスを受けることができる。

- ②アメリカン・フレンズ・オブ・ザ・ナショナル・ギャラリー (The American Friends of the National Gallery, AFNGL)：米国に拠点を置き、英国での館の活動を支援する独立したチャリティ。AFNGLから館への助成金は総額約1億8000万ドルに上り、名画の取得を支援している。館の建物の再設計と改築、学術出版、ウェブサイト開発などのプロジェクトも支援してきた。AFNGLは、IRSのセクション501（c）（3）に基づき、連邦所得税が免除される団体で、フレンズへの寄附は、法律で定められた範囲内で、連邦所得税の控除対象となる。控除の対象となる寄附は、小切手、電信送金、クレジットカードで行うことが可能で、株式の寄附や遺贈も歓迎されている。

10. 特定の対象への寄附

ダリッチ・ピクチャー・ギャラリーには、絵画を養子にする (Adopt a Painting) 制度がある。この養子縁組は、結婚記念日や誕生日、大切な人との思い出、または特定の絵に思い入れがある場合など、特別なお祝いに利用できる。寄附額を提示した作品リストがあり、£5,000までの養子縁組は5年間、£10,000以上の養子縁組は10年間有効だが、この養子縁組は非独占的なもので、これまでの支援者クレジットを上書きするものではなく、また絵画に対する将来の支援を妨げるものでもないとされている。寄附者の特典として、養子縁組した絵画からお礼の手紙やクリスマスカードが届く他、特別行事やオープニングレセプションに招待され、絵画のラベルに献辞が掲載され、また、オンラインコレクションに作品とともに献辞が掲載される。£10,000以上の養子縁組の場合は、キュレーターとのプライベートトークが1回実施され、£15,000ポンド以上の養子縁組の場合、時間外の訪問の機会もある⁴¹。

11. その他の寄附

アシュモolean博物館は、「税制優遇のある寄附」の中に、以下の2つの項目を設けている。

- (1) ペイロール・ギビング (Payroll Giving)：源泉徴収で給与をもらっている英国の納税者は、ペイロール・ギビングを通じて、大学への定期的な寄附を最大限に活

用できる。この制度による寄附は、給与総額から直接差し引かれるため、寄附をした人は、その人が適用される最高税率ですぐに税金を軽減できる。Payroll Giving in Actionのサイトにリンクが貼られており、それによれば、給与から直接非課税でチャリティに寄附するペイロール・ギビングは、最も節税効果の高い寄附の方法で、ペイロール・ギビングを通じて寄附を受けると、チャリティ団体はギフト・エイドを申請する必要がないため、費用と時間を節約することができる⁴²。

- (2) 株式・債券の寄附 (Giving stocks and shares): 株式贈与は、所得税と資本利得税の軽減を組み合わせた、篤志家にとって最も手厚い税制上の優遇措置。英国では株式の贈与は、仲介手数料などの関連コストを含め、贈与された日の株式の時価に等しい税控除の資格を得る。税制上の優遇措置は、贈与が行われた年に請求できる。英国株式寄附申込書 (the UK share giving form) に記入し、館に郵送する⁴³。

おわりに

本稿で扱ったアシュモレアン博物館、ナショナル・ギャラリー、ダリッチ・ピクチャー・ギャラリーの寄附メニューと、これまで筆者が調査した米国の館園 (シカゴ及びミルウォーキー所在) 及び、英国のヴィクトリア・アンド・アルバート・ミュージアム (V&A) とロンドン動物学協会 (ZSL) の寄附メニューを比べてみたい。

Membershipまたはフレンズについては、今回調査した3館では、米国型の階層構造ではなく、入館可能な人数によって会費が異なるだけで、特典にも差がなかった。この点はV&Aでもほぼ同じで、英国のMembership制度の特徴であることが予測される。会費額に応じて特典も増えていく方式は、Membership及びフレンズの上位グループに当たるパトロンないしサークルとして今回調査の3館にも共通して存在している。

遺言による寄附に関しては、V&A及びZSLの調査で明らかになった3通りの方法、Residuary Gift (残余の贈与)、Pecuniary Gift (金銭上の贈与)、Specific Gift (of an object) (モノによる特定の贈与) とほぼ同じである。Specific Giftでは、遺族や遺言執行者が遺言で残された美術品の売却を希望する場合、政府のAcceptance in Lieu

(AIL) スキームを利用できる可能性があることを紹介している。

アシュモレアン博物館はオックスフォード大学の附属博物館であるため、同窓組織を基盤にするとと思われる国外の支援グループを数多く持つ。またナショナル・ギャラリーも国際サークル及び米国でのフレンズ組織を持ち、こうした国外からも寄附を集める力を持つ点は、昨年調査したV&A及びZSLとも共通する英国の大型館ならではの特徴と思われる。

独立系ミュージアムであるダリッチ・ピクチャー・ギャラリーは、遺贈を集めるに当たり、年間収入のうちチケット販売収入はわずか24%で、開館を維持するためには、年間約200万ポンドを集めなければならず、また今後さらに200年、館を守りたいと述べている。地元の事務弁護士事務所を正式な相続財産関係のパートナーとしてデジタルパンフレットを掲載し、その中では、毎年10月の無料遺言月間に、著名な慈善団体を集め、55歳以上の一般市民に対し、事務弁護士を利用して、簡単な遺言を無料で書いてもらったり、更新したりする機会が提供されていることを紹介している。企業スポンサーに関しても、ペイント会社と共同開発した特注色による展示室の改装とショップでのペイントの販売、学習パートナーからの先駆的なプログラムへの支援、デジタル・オーディオ・ガイド・スポンサーによる無料モバイルアプリの提供など、活発な寄附募集戦略を展開している。米国の動物園での、動物に対する養子縁組に似た絵画に対する養子制度を取り入れている点もユニークである。

今回取り上げた3館とも歴史の古い館であり、その成立と発展がコレクションの寄贈に負うところが多いことが、現在の活発かつ多様な寄附金獲得戦略に大きな影響を与えていることは間違いないだろう。各館の収入構造と照らし、寄附が果たしている役割を明らかにしていくことが今後の課題である。

本稿は、JSPS 科研費 17H02026 「ミュージアムと高齢者の相互的関係に関する研究」の助成を受けてなされたものである。本資料の作成に際しては、藤田美美氏に多大な協力をいただいたことをここに記し、お礼を申し上げる次第である。

参考文献

- 1 瀧端真理子「アメリカ合衆国のミュージアムにおける寄附金獲得戦略 (1)」追手門学院大学博物館研究室『Musa (博物館学芸員課程年報)』第32号、2018年、53-72頁。同「アメリカ合衆国のミュージアムにおける寄附金獲得戦略 (2)」『Musa (博物館学芸員課程年報)』第33号、2019年、13-39頁。同「アメリカ合衆国のミュージアムにおける寄附金獲得戦略 (3)」『Musa (博物館学芸員課程年報)』第34号、2020年、11-35頁。
- 2 同「英国のミュージアムにおける寄附金獲得戦略 (1)」『Musa (博物館学芸員課程年報)』第35号、2021年、19-39頁。
- 3 アッシュモolean博物館の正面玄関前には、‘Britain’s first public museum’ と記された横幕が貼られている (2016年3月27日確認)
- 4 Jeffrey Abt, “The Origins of the Public Museum,” in Sharon Macdonald ed., *A Companion to Museum Studies* (2006), pp.115-134. <https://www.ashmolean.org/history-ashmolean>
- 5 Katherine Wodehouse ed., *The Ashmolean Museum: Crossing Cultures, Crossing Time* (2014), pp.2-29.
- 6 高倉正行「19世紀初頭の英国絵画について (3) - ナショナル・ギャラリーを中心に [1] -」密教研究会『密教文化』190号、1995年、61-87頁。
<https://www.nationalgallery.org.uk/about-us/history/collection-history>
<https://www.nationalgallery.org.uk/media/nzrbrist/national-gallery-annual-report-and-account-2020-21.pdf>
Duncan Carol, “Putting the “Nation” in London’s National Gallery,” *Studies in the History of Art*, 1996, vol.47, Symposium Papers XXVII: The Formation of National Collections of Art and Archaeology (1996), pp.100-111.
- 7 <https://www.dulwichpicturegallery.org.uk/about/>
- 8 <https://www.ashmolean.org/about>
- 9 <https://www.ox.ac.uk/about/organisation/university-as-a-charity> <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/25/contents>
- 10 <https://www.ashmolean.org/tax-efficient-giving-legacy-donors>
- 11 <https://www.development.ox.ac.uk/ashmolean/give?id=72c07e53-f0e6-4041-afd7-47fb240572a1>
- 12 <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/25/contents>
- 13 <https://register-of-charities.charitycommission.gov.uk/charity-search/-/charity-details/299509/charity-overview>
- 14 <https://www.nationalgallery.org.uk/support-us/leave-a-legacy/a-gift-in-your-will#c-accordion-item-103477-2>
- 15 https://register-of-charities.charitycommission.gov.uk/charity-search?p_p_id=uk_gov_ccew_onereg_charitydetails_web_portlet_CharityDetailsPortlet&p_p_lifecycle=2&p_p_state=maximized&p_p_mode=view&p_p_resource_id=%2Faccounts-resource&p_p_cacheability=cacheLevelPage&_uk_gov_ccew_onereg_charitydetails_web_portlet_CharityDetailsPortlet_fileName=0001171287_AC_20190331_E_C.pdf&_uk_gov_ccew_onereg_charitydetails_web_portlet_CharityDetailsPortlet_objectiveId=A9918208&_uk_gov_ccew_onereg_charitydetails_web_portlet_CharityDetailsPortlet_priv_r_p_mvcRenderCommandName=%2Faccounts-and-annual-returns&_uk_gov_ccew_onereg_charitydetails_web_portlet_CharityDetailsPortlet_priv_r_p_organisationNumber=5089426
<https://www.dulwichpicturegallery.org.uk/join-support/friends-patrons/friends-advisory-panel/>
- 16 <https://www.development.ox.ac.uk/ashmolean/give?id=72c07e53-f0e6-4041-afd7-47fb240572a1>
- 17 <https://www.nationalgallery.org.uk/support-us/make-a-donation>
- 18 <https://my.dulwichpicturegallery.org.uk/contribution/1/>
- 19 <https://www.ashmolean.org/membership>
- 20 <https://www.nationalgallery.org.uk/membership>
- 21 <https://my.dulwichpicturegallery.org.uk/membership>
- 22 <https://www.dulwichpicturegallery.org.uk/join-support/friends-patrons/friends-advisory-panel/>

²³ <https://www.ashmolean.org/become-patron>

<https://register-of-charities.charitycommission.gov.uk/charity-search/-/charity-details/3976203/full-print>

²⁴ <https://www.nationalgallery.org.uk/support-us/join-the-patrons>

²⁵ <https://www.nationalgallery.org.uk/support-us/individuals-trusts-and-foundations>

²⁶ <https://my.dulwichpicturegallery.org.uk/membership/type/21>

²⁷ <https://www.ashmolean.org/different-types-legacies>

²⁸ <https://www.artscouncil.org.uk/tax-incentives/acceptance-lieu#section-1>

なお、写本の場合は、国立公文書館（National Archives）の歴史的写本委員会（Historical Manuscripts Commissioner, HMC）が割り当ての勧告を行う。

²⁹ <https://www.ashmolean.org/legacies>

³⁰ <https://www.nationalgallery.org.uk/support-us/leave-a-legacy>

³¹ 同上

³² <https://www.dulwichpicturegallery.org.uk/media/11776/leaving-a-legacy-further-information-with-bw-logo.pdf>

³³ <https://www.dulwichpicturegallery.org.uk/join-support/leave-a-legacy/>

³⁴ <https://www.nationalgallery.org.uk/support-us/leave-a-legacy/donate-in-memory>

³⁵ <https://www.dulwichpicturegallery.org.uk/join-support/exhibition-supporters-circles/>

³⁶ <https://www.ashmolean.org/corporate-membership>

³⁷ <https://www.nationalgallery.org.uk/support-us/corporate-support>

³⁸ <https://www.dulwichpicturegallery.org.uk/join-support/corporate-partnerships/>

³⁹ https://www.development.ox.ac.uk/contribute/worldwide_giving/index.html

⁴⁰ <https://www.nationalgallery.org.uk/support-us/international-donors> <https://www.afngl.org/index.htm>

⁴¹ <https://www.dulwichpicturegallery.org.uk/join-support/adopt-a-painting/>

⁴² https://www.development.ox.ac.uk/contribute/worldwide_giving/index.html <https://payrollgiving.co.uk/employer/what-is-payroll-giving/>

⁴³ https://www.development.ox.ac.uk/contribute/worldwide_giving/index.html

上記サイトは全て、2022年3月16日に確認できたものである。